

2025年2月12日

第19回成年後見制度利用促進専門家会議への意見

公益社団法人 日本社会福祉士会
理事 星野美子

中間検証報告書（案）にかかる修文意見について、丁寧にご検討、ご回答いただいたことに、まずは感謝いたします。

そして提出させていただいた意見について、多くを受け入れてくださり、報告書（案）に反映していただいたことにも深く感謝を申し上げます。

そのうえで、受け入れが難しいと判断されたことなどについて、意見を出した趣旨や思いについて、改めて意見として提出いたします。

1. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの取扱いについて

【今後の対応】について、以下のように修文いただいております。

「高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように資するようにするため、関係省庁においては、引き続き「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努める必要がある。」

しかし、本ガイドラインの取扱いについては、周知・徹底だけではなく、監督省庁の明確化や、都道府県単位に相談窓口や事業者のサポート機能を持つ機関を設置すべきであり、そういった内容も記載いただくことを希望します。

2. 後見人等の報酬受領状況の把握について

「厚生労働省においては、報酬の在り方の検討に併せて、市町村の成年後見制度利用支援事業の対象範囲や助成実績について速やかに把握を行い、地域差について明らかにする。その際には、家庭裁判所が付与決定した報酬の受領状況を最高裁判所が把握するなど、最高裁判所とも情報を共有するとともに、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた検討を早期に行う必要がある。」（太字アンダーラインの追加を提案しました）

最高裁判所からは、「報酬付与決定をするに際し報酬受領状況を把握するか否かも含め、その決定に当たってどのような事情を斟酌すべきかは各裁判官の判断に委ねられるべきものであり、個別の後見関係事件を管理する立場にない最高裁家庭局において各事件における後見人等の報酬受領状況を調査することは、裁判官の職権行使の独立の観点から差し控えるべきものと考えます。なお、一般論として見ても、家庭裁判所は、後見等事務報告では

後見監督に必要十分な事情の報告を、報酬付与申立てでは報酬付与決定に必要な十分な事情の申出を受けるものであり、報酬付与決定額を実際に受領したか否かという点はそのいずれともいい難く、個別の事件処理上取得する必要性に乏しい事情である報酬の受領状況を、裁判所が事件処理と離れて調査し把握することは相当ではなく、また実際にも困難であると考えております。」とのご回答をいただきました。

この回答について、再度意見を申し上げます。実務上、報酬決定された報酬額を受領しているかどうかは、定期報告後の後見事務にも影響を及ぼすことも考えられることから、家庭裁判所から受領したかどうかの確認の連絡を受けることがあります。未受領となっているのか、受領済みなのかは監督を行う家庭裁判所としては把握すべき内容とも考えられます。また、「その確認方法は困難」ということですが、定期報告に数行を追加すれば足りると考えます。すなわち、「前回報酬付与審判で決定された報酬を□全額受領した、□一部受領した、□未受領である」の欄を設けること、その理由を記載する欄を設けることで足りると考えます。

そこで得られた情報は報酬助成の要綱だけではなく、実際の受領状況を確認することで地域差を明らかにすることが可能となると考えますが、具体的にはどのように家庭裁判所の情報を活用することができるのか、さらに検討が必要と考えます。しかし、後見人等が報酬の受領状況を家庭裁判所に報告をする事項として捉えることが、今後の利用支援事業のあり方等を検討する際に大事なことではないのでしょうか。

3 本人情報シートについて

本人情報シートについては、現在使用されている書式そのものの見直し、また、後見制度を利用した後に活用できるシートの作成が必要という意見をもっております。（後者の書式について、“本人情報シート”という名称にこだわることはないのですが、“本人情報シート”はその内容とともに名称もかなり定着しているので、そのまま使用しています）

現在使用している書式について、当初その開発に関わった経緯から考えますと、少なくともその当時も、このシートは申立時の診断書の補助資料としてのみに使用されるものではないという考え方を最高裁判所とも共有できていたと認識しています。実際に中核機関が実施する支援検討会議でもこの本人情報シートは活用されており、制度の必要性の有無や申立ての時期を踏まえた支援方針の検討に広く活用されています。

本件について、最高裁判所からは、本人情報シートの使われ方や内容について裁判所が何かを行うことは困難と回答いただいております、当方としても最高裁判所のお考え通り、福祉関係者、行政等で内容の精査や質の向上を図っていくものと考えます。その際に、本人情報シートの改訂などの意見が福祉関係者や行政から提示された場合に、最高裁判所はどのように対応することとなるのか、お尋ねしたいと考えます。

さらに、最高裁判所から「本人情報シートとは異なる新たな書式を福祉・行政等において作成していただくことが必要になると考えられます（なお、成年後見制度の見直し等を踏ま

えて、当該書式が家庭裁判所に提出される資料となる場合には、その策定過程において、最高裁はオブザーバーという形で関与させていただくことになると考えられます。）」とご回答いただいたことについては、率直に感謝申し上げます。司法と福祉の連携とはまさにこのことと思い、福祉専門職側で作成された資料を、家庭裁判所がどのように受け止め、後見人の交代や後見人の事務内容の見直しなどに向けて、活用いただけるのかは、これからますます議論を深めていく必要があると考えております。

4. 任意後見の啓発・周知について

任意後見制度の啓発・周知について、どのような事業を行ったかということだけではなく、啓発・周知を行ったことで、任意後見登記締結の件数が増えている、というのは KPI の達成を評価する際に重要な事項ではないでしょうか。登記件数は法務省において統計資料として公開しているので、具体的な数値を報告書に掲載することで、任意後見の理解が深まっている、ということも評価できる可能性があるのではないのでしょうか。

また、任意後見制度の普及・啓発について、地域共生社会の在り方検討会議でも議論していただきたいという意見を申し上げました。第 1 回の地域共生社会の在り方検討会議で提示された「③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について」では、“法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について”として、

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」に求められる役割及びその位置付け

を提示されています。確かに任意後見制度について、という文言はありませんが、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性、に該当するものと考えて提案いたしました。

この③については、専門家会議でも多くの委員が、そして当方も繰り返し発言をしておりますが、専門家会議で議論されてきた内容（任意後見制度の普及・啓発も含まれます）を共有して議論されることを期待し、希望しています。

5. 利用支援事業の抜本の見直しについて

提出した修文意見、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるようにするためには、専門職への報酬が適切に支払われ、本人の負担は軽減される抜本的な仕組みの見直しが必要である。現在の予算に上限が設けられている状態の地域生活支援事業や地域支援事業の枠組みを超えて、法テラスによる助成や生活保護に新たな「後見扶助」を創設する、なども含めて抜本的な見直しを行う必要がある。将来的には社会保障としての考え方の検討も、その是非も含めて今から検討しておく必要があると考える。」については、その趣旨も鑑みて、記載させていただいておりますが、基礎自治体が予算を考える仕組みから、社会保障として広く国民が自分事として、必要なときに誰もが活用できる制度を支えるとい

う考え方を持てるのか、そのための検討を始めることの見解があった、という記載もできないものでしょうか。

6. 専門アドバイザーの活用の具体的な取組みについて

提出した意見「現在実施している基本的な研修の他に、より専門性の高い研修の実施や、専門アドバイザーのブロック単位の連絡会などを実施するなど、検討する。」について、「研修受講等の負担が増大することから、厚生労働省において新たに研修等を実施することは困難と考えております。」というご回答をいただきました。

すべてを国が実施するということを申し上げたのではなく、地域の特性に合わせて都道府県が市町村の課題を吸い上げて企画をするために、専門アドバイザーの関与も必要です。都道府県が実施する研修等について、受講等が負担となる、ということではなく、都道府県だからこそ、地域特性にあった、また地域の課題に沿った、実務に役立つ研修や研修以外のさまざまな仕組みを構築することができると考えます。都道府県が主体的に取り組めるよう、情報収集や情報発信をすることに国の役割があると考えます。都道府県が具体的に何を行うことが求められているのか、どういった仕組みがあればできるのか、ということを実体的に記載することで企画段階から専門アドバイザーの活用がより推進される体制が構築できるものと考えます。

以上